北海道大学大学院理学研究院等技術部における生産品等作製受託内規

　（趣旨）

第１条　この内規は、北海道大学（以下「本学」という。）における教育研究支援の充実を図るため、大学院理学研究院等技術部（以下「技術部」という。）における生産品等の作製について必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この内規において「生産品等」とは、本学の教育研究活動の実施を目的として、本学教職員からの依頼により技術部が作製する部品、機器、試料その他の製作物をいう。

　（業務責任者）

第３条　業務の責任者は、北海道大学大学院理学研究院長をもって充てるものとする。

　（業務作業実施者）

第４条　生産品等の作製は技術部機器・試料製作技術班のガラス工室、機械工作室及び薄片技術室が行うこととし、生産品等の内容に応じてそれぞれ以下のとおり区分する。

(1)　ガラス工室は、ガラス材料等を加工して作製する機器・部品等

(2)　機械工作室は、金属・プラスチック材料等を加工して作製する機器・部品等

(3)　薄片技術室は、岩石、生物、金属等の薄片・研磨片等

　（業務の依頼及び承認）

第５条　生産品等の作製を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、予算執行権限を有する本学の教職員とする。

２　依頼者は、別記様式に定める生産品等作製依頼書により業務責任者に依頼し、その承認を受けなければならない。

３　業務責任者は、前項の依頼書を受理した場合において、当該依頼が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

　（業務実施の順位）

第６条　生産品等作製の順位は、原則として承認の順位とするが、理学研究院、先端生命科学研究院及び総合博物館の依頼者を優位とすることを妨げない。

　（生産品等作製料）

第７条　第５条第３項により承認を受けた依頼者は、生産品等作製料として業務責任者が別に定める金額を納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、業務責任者が特に認めるときは、生産品等作製料の全部又は一部を免除することができる。

　（納付の方法）

第８条　生産品等作製料の納付は、経費の振替により行うものとする。

２　生産品等作製料の納付が可能な財源は、本学において予算振替等に対応できる財源とする。ただし、第４四半期における作製については、原則、一般運営財源及び寄附金財源のみとする。

　（事務）

第９条　生産品等作製に関する事務は、理学・生命科学事務部事務課会計担当が処理する。

　（雑則）

第10条　この内規に定めるもののほか、生産品等作製に関し必要な事項は、大学院理学研究院等技術部運営協議会の議を経て、業務責任者が定める。

　　　附　則

１　この内規は、平成３０年８月１日から施行する。

２　北海道大学大学院理学研究院薄片技術室における試料作製委託業務内規（平成２８年３月１日制定）は，廃止する。